

令和2年度 後期選抜募集要項

福島県立いわき翠の杜高等学校
福島県いわき市内郷綴町板宮2番地
〒973-8403 TEL(0246)26-2596

令和2年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱により、下記のとおり募集する。

1 対象学科、募集定員

課程	学科	後期選抜入学募集定員	
単位制による 定時制	普通科	昼間主コース	募集定員80名 ※
		夜間主コース	募集定員40名 ※

※ 募集定員から前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願手続き

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 通学区域は県下一円とする。

4 併願の取扱い

- (1) 本校に出願した者が同時に他の県立高等学校に出願することは認めない。
- (2) 本校の他コースを第二志望とすることを認める。

5 出願期間等

- (1) 出願期間は令和2年3月17日(火)から3月18日(水)までとする。
- (2) 受付時間は午前10時から午後4時までとし、出願最終日は午前10時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号に志願者の住所・氏名を記入)を同封の上、令和2年3月18日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 受付場所は本校事務室とし、志願者には受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書(福島県教育委員会作成のものに記入する。)
- ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
ただし、年齢20歳以上の者(平成12年4月1日以前に生まれた者)については、調査書の提出を免除する。
- ③ 受験票用紙(福島県教育委員会作成のものに、学科名、中学校名、氏名を記入する。)
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙(福島県教育委員会作成のものに、中学校名、氏名、出願課程を記入する。)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

上記①、③、④、に加えて健康診断書、履修証明書等の提出を必要とするので、本校に問い合わせること。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として950円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(福島県教育委員会作成のもの)を出願に際して本校校長に提出できる。

(1) 提出できる者

- ① 不登校による欠席日数が1年間で30日以上(30日未満の日数でも希望者は提出できる。)
- ② 保健室等登校であった者で、その日数が1年間で30日以上(30日未満の日数でも希望者は提出できる。)

(2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号に志願者の住所・氏名を記入)を同封する。

(3) 提出期間は令和2年3月17日(火)から3月23日(月)までとする。

郵送の場合には3月23日(月)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前10時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 出願先変更

志願者は、令和2年3月19日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前10時から午後5時までとする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

なお、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取り消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法、選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- (1) 調査書

「各教科の学習の記録」を135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しない。

- (2) 面接

個人面接を実施する。面接内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(国語、数学、英語)を含む。

面接については点数化し、130点満点とする。

(3) 作文

与えられたテーマについて600字程度で自分の考えや関心、意欲等を述べる作文とする。作文については点数化し、100点満点とする。

12 面接等の日時及び会場

(1) 日 時 令和2年3月24日(火)午前9時より

※ 午前8時40分までに本校受験者控室に集合する。

(2) 会 場 本校

(3) 持参物 受験票・上履き・筆記用具・下足袋

13 合格者発表

(1) 令和2年3月25日(水)午後3時以降、本校において発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 障がい等のある志願者に対する配慮

令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。

15 その他

(1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 過去に高等学校で単位の修得があり、かつ現在高等学校に在学していない者が出願する場合は、事前に本校に問い合わせる。

(3) 東日本大震災により県内から避難し県外の中学校に区域外就学している生徒が出願する場合は、事前に本校に問い合わせる。